

第3章 賦課金等の賦課徴収の仕組み

1 総 則

土地改良区の賦課金等に係る仕組み及び賦課徴収事務（滞納処分を含む）の主な手続例は以下のとおりである。

(1) 土地改良区の賦課権

土地改良区は、法第36条第1項の規定に基づき定款の定めるところにより、その事業に要する経費を賦課徴収することができる。

(注) 1 その事業に要する経費とは、法手続を経た事業に要する経費である。したがって、これらの手続を経ない経費は、公法上の債権として賦課徴収することができない。

2 新たな事業を行うための手続、測量、設計等に要する経費については、法に規定する手続上からも通常その土地改良区の業務として当然認められるもので、法第36条に規定する事業に要する経費に含まれる。

3 経費分担の基準の定款変更は、遡及適用することはできない。

4 賦課金の賦課に瑕疵のある場合、土地改良区が、賦課徴収を取消し、取消しに係る賦課金と同一年度の賦課金を改めて総会（又は総代会）の議決を経て、賦課徴収することはできる。

(2) 賦課金の種別

賦課金の種別は、収支予算説明種目の名称によらなければならない。

- ① 賦課金は定款の定めるところにより、その事業に要する経費を賦課徴収することから、定款に定める事業と経費分担の規定は密接な関係にあることに留意する必要がある。
- ② 「土地が受ける利益」を勘案していることが必要であり、説明ができないような基準による賦課は認められない。

(3) 権利義務の承継に係る賦課金等徴収金の異動

組合員につき法第42条第1項の規定により、その事業に関する権利義務の移転により賦課金等の徴収金に異動を生じたときは、「権利義務の承継に関する賦課金等の徴収異動通知書」により当該組合員に通知するものとし、賦課金徴収原簿にその旨を記載する。

(注) 「賦課金等」とは、賦課金の他、加入金、転用決済金等土地改良法において強制徴収権を付与されているものを含む意味である。

(4) 賦課金等徴収金の先取特権

徴収金の先取特権の順位は、法第39条第7項の前段の規定により、国税及び地方税

に次ぐものとなっている。

(5) 過誤納金の還付

過誤納に係る賦課金等があるときは、「過誤納金の還付通知書」により遅滞なく還付するものとし、徴収原簿にその旨を記載する。

(6) 書類の送達

賦課、徴収、還付に関する書類の送達は、組合員に対するものは、法第 45 条第 1 項の規定により、組合員名簿（規則第 23 条）に記載したその住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所をその土地改良区に通知した場合にはその場所）にするものとし、組合員以外の者に対しては、その送達を受けるべき者の住所又は居住に送達する。

① 郵便による送達

ア 配達証明郵便によるもの

書類が送達された年月日を知ることが特に必要と認められるものは、配達証明郵便によること。

イ 書留郵便によるもの

組合員又は利害関係人等に関する処分の書類のうち重要と認められるものは、書留郵便によること。

ウ 普通郵便によるもの

ア及びイに掲げる書類以外の書類は、普通郵便によること。

② 交付送達によるもの

書類を交付送達により送達する場合は、送達簿に送達する書類の名称、送達を受けるべき者の住（居）所、氏名、送達年月日その他所定の事項を記載し送達すること。

(7) 書類の送付に代わる公告

① 送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所又は居住が知れない場合、その他書類を送付することができない場合において法第 112 条の規定により、土地改良区がその送付に代えて公告をしたときは、その公告があった日に書類を発送したものとみなし、その公告があった日から 10 日を経過したときに相手方に到着したものとみなすとされている。書類の公告は、土地改良区の地区に属する市町村の事務所の掲示場に 5 日間掲示しなければならぬとされている（規則第 90 条第 1 項）。

② ①により送達しようとする書類は、書類の送達があったみなされる日（掲示を始めた日から 10 日を経過したとき）まで掲示すること（規則第 90 条第 2 項）。

(8) 賦課金等の相殺

組合員は、賦課金等については、法第 36 条第 4 項の規定により相殺をもって対抗することができない。ただし、土地改良区の側からする相殺については差支えないとされ

ている。

2 賦課及び徴収

(1) 賦課金の基準

賦課金の賦課をするときは、法第 36 条第 1 項の規定に基づき、定款の定める基準 (定款例第 24 条から第 26 条) を収支予算書付記欄に明記しなければならない。

(2) 賦課徴収の方法

賦課金の賦課徴収の時期及び賦課徴収方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、定款例第 27 条の規定により、総会 (又は総代会) の議決を経なければならない。

(3) 賦課金の調定及び通知

- ① 賦課金を調定するときは、その賦課の所属会計年度、賦課種別、算出基礎、賦課期日、徴収期限等に錯誤がないことを確認したのち賦課通知発行区分ごとに賦課額調定何書により決裁を経なければならない。
- ② 組合員から賦課金を徴収するには、会計細則例 (単式第 15 条、複式第 14 条) の規定により賦課通知書を交付し、同細則例 (単式第 16 条、複式第 15 条) に定める次の手続をする。
 - ア 発行区分ごとに賦課金通知書の原符に集計表を付して編てつする。
 - イ 賦課基準、賦課額等を賦課金 (個人別) 徴収原簿の個人別口座に記入する。
 - ウ 発行区分ごとの賦課金の総額を賦課金台帳に記入する。

(4) 賦課金の取消等

賦課金の賦課を取消し又は訂正減をするときは (審査請求の決定により取消した場合を除く。) 訂正減 (取消) 通知書により通知すること。

(5) 賦課処分に対する審査請求

行政不服審査制度は、行政庁の違法又は不当な処分、その他公権力の行使に当たる行為に関し、行政庁に対し不服申立てをさせ、簡易迅速な手続をもって権利、利益を救済するとともに、行政の適正な運営を確保する目的で設けられたものである。この対象となる処分は、行政機関たる国、地方公共団体が行う許可、認可、免許、指定、物の検査等が代表的なものとして該当するが、このほかいわゆる公法人 (土地改良区が該当) についても、公権力の行使であると思われるものは行政庁として取扱われる。

行政不服審査法において、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別な定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。行政庁の処分に不服がある者は、同法第 4 条、第 5 条第 2 項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」とされている。

また、行政事件訴訟法においても、「行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者、当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示しなければならない。」とされている。

○不服申立ての対象となる処分、行使（土地改良法、行政不服審査法）

処分、行使例	条 文	不服申立種類	申 立 期 間
経費等の賦課徴収	土地改良法第 36 条	審査請求	30日以内
過怠金の徴収	第 37 条	〃	〃
地区除外	第 66 条	〃	3ヶ月以内
障害物の移転等	第 119 条	〃	〃
急迫の際の土地収用等	第 120 条	〃	〃
一時利用地の指定	第 53 条の 5	〃	〃

(6) 賦課金等の収納

金銭、夫役若しくは現品を領収したときは、会計細則例の規定により賦課金通知書の領収書によって収納し、会計細則例の定める関係諸簿に記入しなければならない。

ただし、土地改良区指定の金融口座への振込入金の場合は、領収書の発行をしないことができる（会計細則例第 21 条第 2 項）。なお、一般的には、農業協同組合等の各組合員の預金口座から土地改良区の預金口座へ振替える方式で徴収されている。

(7) 賦課金等の徴収の委任

土地改良区は、本来賦課金等の徴収事務を自ら行うのを建前とするが、徴収対象地域が広大で組合員が多数に及ぶ場合などは徴収事務が困難となるので、地区内の市町村に徴収を委任する途を開いている（法第 38 条）。徴収委任の相手方として、法第 38 条は市町村のみを規定しているが、委任契約が成立すれば農業協同組合、納税組合等でも差し支えないとされている。

賦課金等及びこれに係る延滞金並びにその延滞金以外の過怠金の徴収を、法第 38 条の規定により市町村又は農業協同組合等に対し委任するときは、徴収委任事項を明らかにして契約を締結することが望ましい。また、契約に際しては、個人情報保護法に関す

る規程が遵守されることが必要である。

※ 徴収委任契約の必須事項

- ・ 徴収金の取扱いは（委託者名義預金口座への振込み）
- ・ 徴収金の報告（納付者別の徴収金集計書に納入者の賦課金通知書の領収書を添付）

(8) 法第 37 条の規定に基づく過怠金

法第 37 条の規定に基づき過怠金については、定款で納期限の翌日からその滞納の日数に応じて 100 円につき年〇%の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料〇円を過怠金として徴収する旨定めて徴収すること（定款例第 30 条第 1 項）。

(9) 法第 39 条第 4 項の規定に基づく徴収金に係る過怠金

法第 39 条第 4 項の規定に基づき市町村が処分する徴収金に係る過怠金については、定款でその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を徴収する旨定めて徴収すること（定款例第 30 条第 2 項）。

(10) 賦課金等の未済整理

賦課金等が納期限内に完納しないときは、その未済額を「賦課金未済整理簿」に転記しなければならない。

3 賦課金等の未済

(1) 賦課金の翌年度繰越

賦課金が当該年度の出納閉鎖期限日までに徴収できないときは、賦課調定額、徴収済額及び未済額に錯誤がないか確認の上、翌年度繰越額を決定し、賦課金徴収原簿に準じて「賦課金未済整理簿」を作成することが望ましい。

(2) 賦課金の不納欠損

時効完成によって納付義務が消滅した賦課金は、不納欠損の処分をしなければならない。この処分方法は、その経過を記載した調書を作成し、理事会及び総会（又は総代会）の議決を経て関係諸帳簿にその旨を記載する。

(3) 時効の始期及び完成時期と滞納処分

賦課金等の徴収を目的とする権利（徴収権）に係る消滅時効の始期は、賦課金等の納期限の翌日から起算され、5 年を経過すると時効が完成する。

土地改良区は、基本的には組合員の賦課金により運営していることから、土地改良区を運営するための経常賦課金及び事業に伴う特別賦課金の徴収が円滑に行われない土地

改良区では、国・県営事業の負担金・分担金、日本政策金融公庫等の償還金の納付、その他土地改良区の運営経費の確保に多大の支障をきたすこととなる。

特に、賦課金の未納が恒常的に発生すると、常に完納している組合員の納入意欲に悪影響を及ぼすことが懸念され、また、賦課金徴収に係る役職員等の事務処理が多大となり、結果的に組合員へのサービスの提供に影響を及ぼすことにもつながるので的確な対応が必要となる。

これらの対応策としては、納入の督促の措置を講ずることとなるが、それでも納入しない場合には滞納処分（滞納者の財産を差押えをし、換価して賦課金等に充てる強制力を求める一連の手続）を行うこととなる。

(参考)

賦課金等の滞納処分フロー（預貯金の差押え）・・・P97

「差押えまでの流れ」（債権の場合）・・・P98